議員提出第３号議案

東京都台東区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２７年２月２０日

提出者　東京都台東区議会議員

鈴　木　　　純	望　月　元　美
東　　　久仁子	本　目　さ　よ
早　川　太　郎	冨　永　龍　司
阿　部　光　利	松　尾　伸　子
小　髙　　　明	石　川　義　弘
髙　森　喜美子	石　塚　　　猛
君　塚　裕　史	水　島　道　徳
堀　越　秀　生	寺　田　　　晃
秋　間　　　洋	和　泉　浩　司
太　田　雅　久	河　野　純之佐
青　柳　雅　之	田　中　伸　宏
小　坂　義　久	小　菅　千保子
橋　詰　高　志	寺　井　康　芳
木　下　悦　希	伊　藤　萬太郎
清　水　恒一郎	茂　木　孝　孔

東京都台東区議会議長　和　泉　浩　司　殿

（提案理由）

この案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）の改正に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都台東区議会委員会条例（昭和３６年７月台東区条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２０条中「または」を「又は」に、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付　則

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１６条第１項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第２条第１項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この条例による改正後の東京都台東区議会委員会条例第２０条の規定は適用せず、この条例による改正前の東京都台東区議会委員会条例第２０条の規定は、なおその効力を有する。